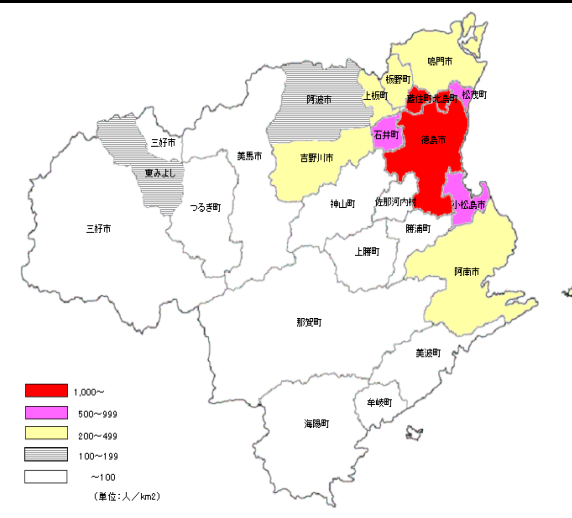
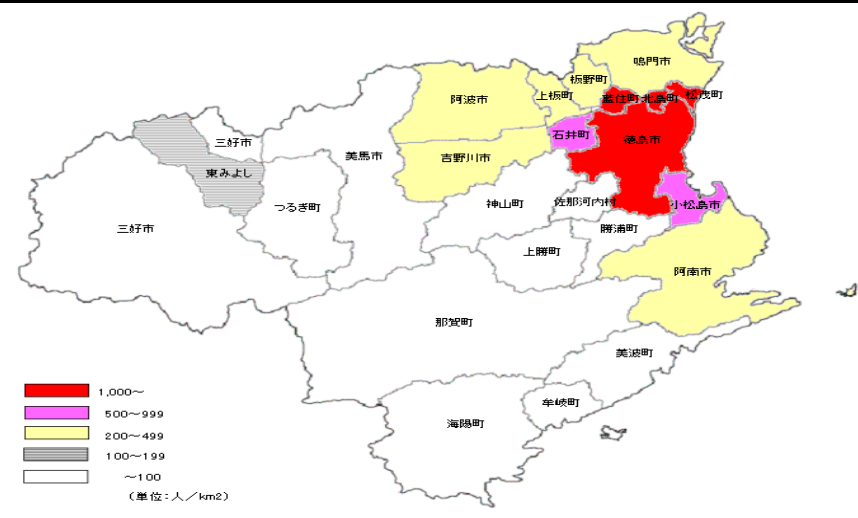


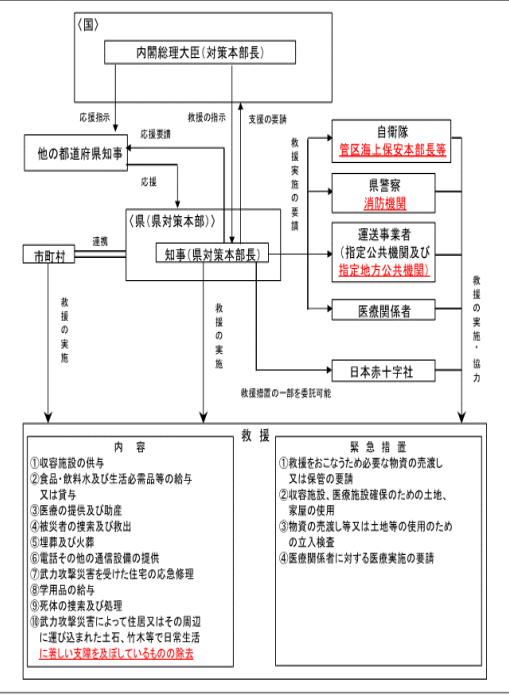
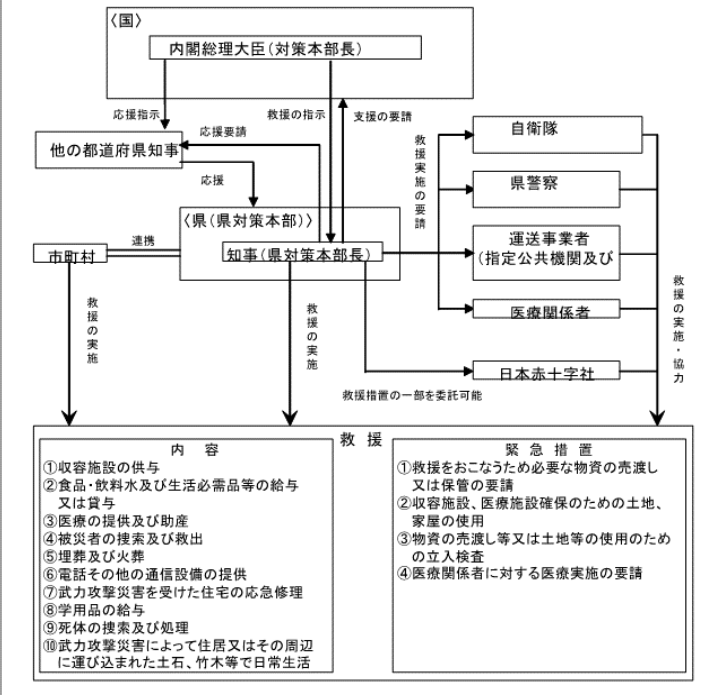
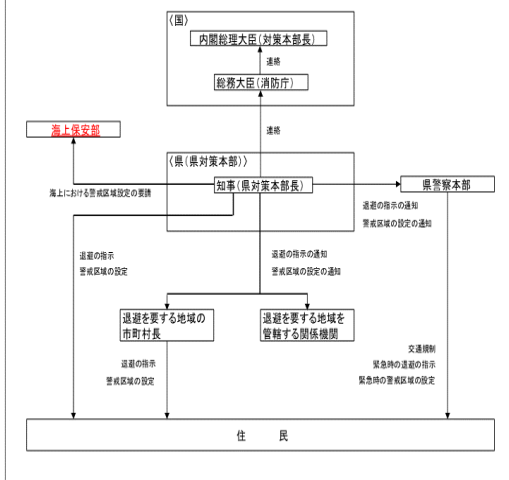
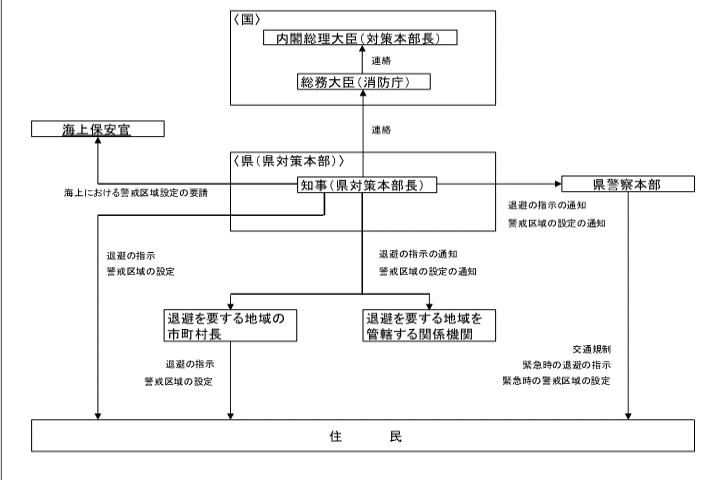
徳島県国民保護計画(R7.2変更)新旧対照表

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
表紙	<u>令和〇年〇月</u>	平成30年6月	
P10 第1編 第3章	<u>中国四国管区警察局</u>	<u>四国管区警察局</u>	警察庁の組織改編に伴う変更
P14 第1編 第4章 第1項	福井県 <u>766.863</u> 人 三重県 <u>1,770.254</u> 人 滋賀県 <u>1,413.610</u> 人 京都府 <u>2,578.087</u> 人 大阪府 <u>8,837.685</u> 人 兵庫県 <u>5,465.002</u> 人 奈良県 <u>1,324.473</u> 人 和歌山県 <u>922.584</u> 人 徳島県 <u>719.559</u> 人 合 計 <u>23,798.117</u> 人 徳島県 <u>719.559</u> 人 香川県 <u>950.244</u> 人 愛媛県 <u>1,334.841</u> 人 高知県 <u>691.527</u> 人 合 計 <u>3,696.171</u> 人 <u>令和2年</u> 国勢調査	福井県 <u>786.740</u> 人 三重県 <u>1,815.865</u> 人 滋賀県 <u>1,412.916</u> 人 京都府 <u>2,610.353</u> 人 大阪府 <u>8,839.469</u> 人 兵庫県 <u>5,534.800</u> 人 奈良県 <u>1,364.316</u> 人 和歌山県 <u>963.579</u> 人 徳島県 <u>755.733</u> 人 合 計 <u>24,083.771</u> 人 徳島県 <u>755.733</u> 人 香川県 <u>976.263</u> 人 愛媛県 <u>1,385.262</u> 人 高知県 <u>728.276</u> 人 合 計 <u>3,845.534</u> 人 平成27年国勢調査	統計数値の更新
P14 第1編 第4章 第1項	さらに、 <u>令和5年</u> の徳島県の人口移動状況をブロック別でみると、転入、転出ともに近畿2府7県との間の移動が最も多く(転入が全体の <u>30.7%</u> 、転出が <u>32.4%</u>)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の <u>24.1%</u> 、転出が <u>20.2%</u>)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。	さらに、 <u>平成28年</u> の徳島県の人口移動状況をブロック別でみると、転入、転出ともに近畿2府7県との間の移動が最も多く(転入が全体の <u>25.1%</u> 、転出が <u>29.8%</u>)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の <u>22.0%</u> 、転出が <u>22.0%</u>)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。	統計数値の更新
P14 第1編 第4章 第1項	例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、 <u>令和5年</u> の日平均交通量は <u>26,585台</u> を数えるようになっている。	例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、 <u>平成28年</u> の日平均交通量は <u>24,820台</u> を数えるようになっている。	統計数値の更新

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
P15 第1編 第4章 第1項	【主要道路における起点・終点間の距離】 高速道路 神戸淡路鳴門自動車道 兵庫県神戸市 徳島県鳴門市 89.0 高松自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 121.6 徳島自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 106.2 松山自動車道 愛媛県四国中央市 愛媛県大洲市 126.9 高知自動車道 愛媛県四国中央市 高知県須崎市 91.9 一般国道 国道11号 徳島県徳島市 愛媛県松山市 263.0 国道32号 香川県高松市 高知県高知市 136.7 国道55号 徳島県徳島市 高知県高知市 246.2 国道192号 愛媛県西条市 徳島県徳島市 142.3 国道193号 香川県高松市 徳島県海陽町 159.6 国道195号 高知県高知市 徳島県徳島市 179.2 ※本州四国連絡高速道路株式会社情報開示誌2023、高速道路便覧2023、道路統計年報2023により作成	【主要道路における起点・終点間の距離と所要時間】 高速道路 神戸淡路鳴門自動車道 兵庫県神戸市 徳島県鳴門市 89.0 高松自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 121.6 徳島自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 106.2 松山自動車道 愛媛県四国中央市 愛媛県大洲市 126.9 高知自動車道 愛媛県四国中央市 高知県須崎市 91.9 一般国道 国道11号 徳島県徳島市 愛媛県松山市 <u>275.9</u> 国道32号 香川県高松市 高知県高知市 <u>141.3</u> 国道55号 徳島県徳島市 高知県高知市 <u>236.3</u> 国道192号 愛媛県西条市 徳島県徳島市 142.3 国道193号 香川県高松市 徳島県海陽町 159.6 国道195号 高知県高知市 徳島県徳島市 <u>180.1</u> ※<u>本州四国連絡高速道路株式会社情報開示誌2017、高速道路便覧2016、道路統計年報2016</u>により作成	統計数値の更新
P15 第1編 第4章 第2項	本県の総面積は 4,146.99km² 、	本県の総面積は <u>4,146.74km²</u> 、	統計数値の更新
P17 第1編 第4章 第2項			統計数値の更新
P17 第1編 第4章 第2項	推計人口(令和6年4月1日 現在)により作成	推計人口(平成29年1月1日現在)により作成	統計数値の更新

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
P17 第1編 第4章 第2項	(2) 鉄道、空港、港湾の位置等 鉄道は、吉野川に沿って東西にJR徳島線、徳島から海岸線を南下するJR牟岐線、徳島と鳴門を結ぶJR鳴門線、さらには香川県へと至るJR高德線及びJR土讃線がある。また、阿佐海岸鉄道<u>阿佐東線</u>により海陽町と高知県東洋町 <u>及び室戸市(土休日のみ)</u> が結ばれている。 空港は松茂町に徳島阿波おどり空港があり、2,500mの滑走路を有し、東京(羽田)、福岡と定期路線を開いている。 港湾数は12(重要港湾2, 地方港湾10)あり、重要港湾である徳島小松島港の赤石地区では水深13mの大型岸壁が平成23年から供用されている。 <u>また、バスは、4事業者が乗合路線を運行しているほか、市町村がコミュニティバスなどを運行している(民間バス会社等への依頼形態を含む。)</u>。	(2) 鉄道、空港、港湾の位置等 鉄道は、吉野川に沿って東西にJR徳島線、徳島から海岸線を南下するJR牟岐線、徳島と鳴門を結ぶJR鳴門線、さらには香川県へと至るJR高德線及びJR土讃線がある。また、<u>阿佐海岸鉄道</u>により海陽町と高知県東洋町が結ばれている。 空港は松茂町に徳島阿波おどり空港があり、2,500mの滑走路を有し、東京(羽田)、福岡と定期路線を開いている。 港湾数は12(重要港湾2, 地方港湾10)あり、重要港湾である徳島小松島港の赤石地区では水深13mの大型岸壁が平成23年から供用されている。 <u>また、生活バス路線を運行しているのは、7社及び24市町村(平成30年1月現在、民間バス会社等への依頼形態を含む。)</u>となっている。	統計数値等の更新
P28 第2編 第1章 第1節 第2項	【県対策本部長の代替職員】 代替職員(第1順位) <u>副知事</u> 代替職員(第2順位) <u>政策監</u> 代替職員(第3順位) <u>危機管理部長</u>	【県対策本部長の代替職員】 代替職員(第1順位) <u>政策監</u> 代替職員(第2順位) <u>副知事</u>	代替職員の見直しに伴う変更
P36 第2編 第1章 第3節	県警察は、<u>中国四国管区警察局</u>等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。	県警察は、<u>四国管区警察局</u>等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。	警察庁の組織改編に伴う変更
P41 第2編 第1章 第4節 第6項	【被災情報の報告様式】 __ 年 月 日 時 分 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域) (1) 発生日時 __ 年 月 日	【被災情報の報告様式】 平成 年 月 日 時 分 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域) (1) 発生日時 平成 年 月 日	元号の変更に伴う変更
P41 第2編 第1章 第4節 第6項	【被災情報の報告様式】 (2) 発生場所 ○○市○○町○丁目○番○号(<u>UTM座標</u>)	【被災情報の報告様式】 (2) 発生場所 ○○市○○町○丁目○番○号(<u>北緯 度、東経 度</u>)	現在の県内の災害対応における県及び市町村の運用に合わせた変更
P47 第2編 第2章 第4項	3 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>確認制度</u>の整備を図る。	3 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、<u>事前届出・確認制度</u>の整備を図る。	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和五年政令第百八十号)の施行に伴う変更

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
P67 第3編 第2章 第1項	(6) 本部の代替機能の確保 県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継続計画(県庁BCP)」に準じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に対策本部を設置する。 〔第1位〕徳島中央警察署 〔第2位〕西部総合県民局美馬庁舎 〔第3位〕県立防災センター・消防学校 また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。	(6) 本部の代替機能の確保 県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継続計画(県庁BCP)」に準じ、次に掲げる順位で県庁舎の代替施設に対策本部を設置する。 〔第1位〕防災センター 〔第2位〕西部総合県民局美馬庁舎 また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。	代替施設の見直しに伴う変更
P68 第3編 第2章 第1項			県の組織改編に伴う変更
P68 第3編 第2章 第1項	(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、すだちくんメール、県庁ホームページ、SNS、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。	(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、すだちくんメール、県庁ホームページ、ツイッター、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。	サービス名の変更に伴う変更

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
P99 第3編 第5章			図の修正
P119 第3編 第7章 第4節			語句の変更
P127 第3編 第8章	⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中国四国管区警察局に速やかに連絡する。	⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び四国管区警察局に速やかに連絡する。	警察庁の組織改編に伴う変更
P128 第3編 第8章	【被災情報の報告様式】 年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報) 年 月 日 時 分 徳島県 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域) (1) 発生日時 年 月 日	【被災情報の報告様式】 年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報) 平成 年 月 日 時 分 徳島県 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域) (1) 発生日時 平成 年 月 日	元号の変更に伴う変更
P128 第3編 第8章	(2) 発生場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号(UTM座標)	(2) 発生場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号(北緯 度、東経 度)	現在の県内の災害対応における県及び市町村の運用に合わせた変更

該当ページ／ 該当箇所	新	旧	変更の内容
P129 第3編 第9章 第2項	1 廃棄物処理の特例 ③ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。 2 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	1 廃棄物処理の特例 ③ 平素から県は依存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。 2 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	誤字の修正、指針の改訂に伴う変更
P130 第3編 第9章 第3項	1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ① 県は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。 ② 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 2 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ① 県は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 ② 県は、県職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。	1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。 ② 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。 2 国宝等の被害を防止するための措置の施行 ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。 ② 県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。	所管部署の変更に伴う変更
奥付	徳島県国民保護計画 平成18年 3月 作成 平成26年11月 変更 平成30年 6月 変更 令和〇年〇月 変更 編集・発行 徳島県危機管理部危機管理政策課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話088-621-2708	徳島県国民保護計画 平成18年 3月 作成 平成26年11月 変更 平成30年 6月 変更 編集・発行 徳島県危機管理部危機管理政策課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話088-621-2708	